

### 第三者評価結果

事業所名：池辺保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>全体的な計画は、年度末に行う職員会議での年間を通した保育実践や行事などの振り返りを踏まえて、見直しを図り、園長と主任、クラスリーダーが話し合いを行いながら作成しています。全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所保育に関する基本原則のほか、保育所の社会的責任として、子どもの人格の尊重、個人情報適切な取り扱い、苦情解決対応などについて明記しています。また、幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿、教育・保育においてはぐくみたい資質・能力の3本の柱、養護にかかわる配慮事項、教育における0歳児の3つの視点と1歳以上児の5領域のねらいと内容、配慮事項を記載しています。全体的な計画は、園の保育理念や基本方針、保育目標に基づいて、年齢ごとの保育目標を設定し、特色ある教育と保育、地域の実態に対応した保育事業と行事への参加について記載しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>職員は、こまめに温湿度のチェックを行い、適切な空調管理を行っています。各保育室は、大きな窓から適度に太陽光が差し込み、明るい雰囲気となっています。衛生管理マニュアルに沿って、職員が交代で清掃と消毒を行い、常に清潔な状態が保たれるよう努めています。絵本棚やロッカーなどの家具は、子どもの動線に合わせて設置し、安全面に配慮して保育室の環境整備を行っています。牛乳パックで職員が手作りした仕切りを用いて、子どもが入り込むスペースを作るなどして子どもがくつろいだり落ち着いて遊んだりできるようにしています。保育室内は、ゆとりのある空間となっており、食事と睡眠のスペースを別にして、子どもがゆったりと午睡ができるようにしています。手洗い場には、滑り止めマットを設置するなどして安全面にも留意しています。トイレには、イラストを貼るなどの明るい雰囲気づくりを行って子どもが利用しやすいよう工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>職員は、保育中の観察や保護者から聴取した家での様子などを踏まえて、子ども一人ひとりの個人差を十分把握し、一人ひとりの生活リズムに応じた対応を行うよう心がけています。特に、0~2歳児クラスでは、複数担任を配置して、子ども一人ひとりとこまやかにかかわりを持ちながら保育にあたっています。クラス内での話し合いや職員会議で、子どもの状況を報告し合い、どの職員でも同じ対応ができるよう体制を整備しています。園内研修では、保育実践の事例を取り上げて、子どもへの声かけ方法や対応方法について職員間で意見交換を行い、子どもの気持ちに寄り添った対応を行うことなどを確認し合っています。また、言葉の言い換えや子どもにわかりやすい言葉かけなどについても確認し合い、せかす言葉や制止する言葉を不必要に使わずに保育にあたることを職員間での共通認識としています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもの年齢や発達段階、一人ひとりの生活リズムに応じて、無理強いせずに援助しています。日々の遊びや生活の場面の中で、絵本を用いたり、職員が見本を見せながらいっしょにゆったりしながら、食事のマナーや着替え、洋服のたたみ方、おもちゃの片付けなどが自然と身に付くよう配慮しています。園庭で遊ぶ際も、滑り台の使い方や順番を守ることなどを伝え、楽しく遊ぶことができるようにしています。誕生日会などの際には、栄養士と保育士が連携を図って話をする機会を作り、健康な体作りのために栄養バランスの良い食事が大切なことを、こどもにわかりやすく伝えていきます。各クラスの週案で、一日の生活を見通して静と動のバランスを考慮した活動内容を立案し、子どもの状況や体調を確認しながら、活動後の休息を促すなどして配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>各保育室には、子どもたちが年齢や発達に応じて主体的に活動できるよう、さまざまなおもちゃや絵本、素材を準備しています。また、子どもが自由な発想で見立て遊びやごっこ遊びができるよう環境整備を行っています。広々とした園庭では、滑り台や砂場、ボール遊びを楽しんでいるほか、園庭の隅に葉っぱなどを運んで秘密基地を作って遊んだり、砂場で作ったケーキを靴箱にしまって次の日も遊びの続きをしたりして、遊びがさらに発展できる環境を作っています。コーナー設定を行うなどして、遊びを自分で選び、展開していけるような環境づくりも行っています。3~5歳児クラスの子どもたちが近隣の農家にみかん狩りやさつま芋掘りに出かけたり、園庭での消火訓練には町内会の人も参加して全クラスの子どもたちが交流したりするなど、地域の人と接する機会や社会体験を得られる機会を設けています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>0歳児クラスでは、一人ひとりの生活リズムに合わせて睡眠ができるようにしているほか、発達段階に応じてハイハイやつかまり立ち、伝い歩きなどができるよう、保育室内の環境整備を行っています。授乳や離乳食、おむつ替え、睡眠などの援助については、入園後しばらくの間は、なるべく同じ職員が行えるよう体制を整え、ていねいにかかわりを持ちながら、愛着関係が形成できるようにしています。0歳児が興味と関心を持って遊べるよう、廃材を利用した手作りおもちゃや音の出るおもちゃ、布製のぬいぐるみなどを準備しているほか、絵の具やクレヨンなどの道具も準備し、指スタンプや職員がいっしょにクレヨンを持ってお絵描きをするなどしています。保護者と毎日やり取りしている連絡ノートには、園での子どもの様子を細やかに記載しており、家庭での様子も記載してもらって、保護者と子どもの様子を共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>1、2歳児クラスでは、子どもの自分でやろうとする気持ちを尊重して、できるところまで見守りながら援助を行っています。1歳児クラスでは、0歳児クラスと合同で過ごしており、職員がかかわりを持ちながら、おもちゃの使い方を伝えるなどしていっしょに遊べるよう配慮しています。2歳児クラスでは、友だちとの会話を少しずつ楽しみながら、砂場遊びやごっこ遊びをするなどしています。子ども同士の小さな揉め事の際には、職員が双方の気持ちをくみ取りながら代弁するなどして仲立ちし、「ごめんね」や「いいよ」「かして」などの言葉を自分で言えるよう援助しています。3～5歳児クラスの子どもたちとは、朝夕の合同保育の時間に園庭でいっしょに遊ぶなどして日常的に交流しています。保護者とは、連絡ノートや日々の会話を通じて、トイレトレーニングの進め方や食事の様子などを確認し合っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>3～5歳児クラスでは、年に一度、2日間にわたって「お店屋さんごっこ」を行っています。スーパーマーケットやレストラン、ケーキ屋さんなど、どんなお店にするかをみんなで考えたり、空き箱や折り紙などを使って商品やお金を製作したりしています。5歳児の子どもたちが店員になり、お客さん役の3、4歳児の子どもたちとやり取りを楽しみ、0～2歳児クラスの子どもたちも遊びに来て、買い物ごっこの雰囲気を楽しんでいます。発表会では年齢に応じて、劇の役やどの楽器をやるかを自分たちで決めるなど、子どもの主体性を大切に行事の取り組みを行っています。日々の保育の中では、園庭遊びで4、5歳児の子どもたちが3歳児の子どもたちに鬼ごっこのルールを教えながら、いっしょに遊ぶなどしています。保護者へは、行事を通して子どもたちの成長の様子を見てもらっているほか、5歳児クラスでは、誕生会にも保護者が参加できるようにして、子どもの成長の様子を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>障がいのある子どもが、安心して安全に園生活を送れるよう、家具の配置など保育室内の環境を整えています。障がいのある子どもに対しては、クラスの指導計画と関連付けて、子ども一人ひとりの状況に応じた個別の指導計画を作成しており、クラスの中で子ども同士がともに育ち合えるよう、いっしょの活動もできる限り行うようにしています。子どもたちは、移動するときに手をつないだり、製作活動の際に手伝ってあげたりして、自然にかかわりを持ちながら過ごしています。保護者とは日々の情報交換のほか随時面談を行うなどして、子どもの状況を共有しています。横浜市北部地域療育センターや都築区の保健師、ケースワーカーのほか、民間の療育機関とも連携し、アドバイスを指導計画に反映させています。職員は、障がいのある子どもの保育に関する外部研修に参加し、研修報告を記載して職員全体で知識を深められるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>年齢ごとに作成しているデイリープログラムに沿って、それぞれの子どもの在園時間に配慮して一日の生活を見通した活動内容を設定しています。各クラスの月間指導計画には、長時間保育への配慮事項を記載して、保育の実践につなげています。17時半以降は、全クラス合同で過ごしており、安全面に配慮して、ゆったりと過ごせる空間づくりを行い、アットホームな雰囲気のなかで子どもたちが安心して過ごせるようにしています。降園の時間や保護者の希望に応じて、補食の提供ができるよう体制を整えています。職員間の申し送りは口頭で伝え合うほか、各クラスの申し送りノートを用いて情報を共有し、お迎え時に担当する職員が保護者への伝え漏れがないよう努めています。担任保育士と保護者が直接会えるようシフトを調整したり、必要に応じて電話で連絡したりして、連携を図れるよう配慮しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>5歳児クラスの指導計画には、就学に向けた活動内容や職員の配慮事項、環境整備などを記載して、保育を実践しています。遊びのあとの片付けをする時間や給食を食べる時間などについて、子どもが意識を持って行動できるよう、言葉かけを行うなどして指導しています。文字や数字を楽しみながら覚えることができるよう、ワークの活動を取り入れるなどもしています。近隣の小学校を訪問し、1年生に校内を案内してもらったり、ゲームをして交流したりしているほか、近隣の幼稚園の5歳児といっしょに遊ぶなどして、小学校以降の生活に見通しが持てるようにしています。保護者とは希望に応じて随時面談を行って、就学に向けた配慮事項などを確認しています。近隣の小学校の会議に園長と主任が参加したり、校長や教員が来園して子どもの様子を見たりして、円滑な接続を図れるよう情報交換を行っています。保育所児童保育要録は担任の職員が作成し、主任と園長が最終確認を行って就学先に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>子どもの健康管理に関するマニュアルと年間の保健計画を整備して、子どもの健康状態の把握や保健指導の実施が適切に行えるようにしています。朝の受け入れ時や保育中などに把握した子どもの体調に関する情報は、日々の申し送り会議やクラスの申し送りノートを通して職員全体に周知しています。保育中の体調悪化やけがなどの際は、速やかに保護者に電話連絡を行って、その後の対応方法について相談しています。既往症や予防接種の状況は、入園時に保護者に児童票に記載してもらい、入園後は、保護者に申し出てもらって職員が追記を行い、常に最新の情報を共有できるようにしています。乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策として、チェック表を用いて、呼吸や顔色、うつ伏せになっていないかなどを確認しており、家庭でできる対策方法などについて入園時に保護者に説明して注意喚起を行っています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>健康診断及び歯科健診をそれぞれ年2回ずつ実施し、身体測定を毎月実施しています。健康診断、歯科健診の結果は、児童票に記載して個別のファイルで保管し、職員間で子どもへの配慮事項などの情報を共有化できるようにしています。保健指導では、赤染め液を使って磨き残しをチェックする歯磨き指導のほか、石けんの使い方や手洗い、うがいの方法などを年齢に応じて子どもが理解できるように伝えています。保護者に対応しては、所定の書式を用いて健康診断と歯科健診の結果を伝え、結果によって保育活動中に必要な配慮事項などがあれば、個別に対応して確認し合っています。また、結果を受けて受診が必要な場合なども、保護者が不安にならないよう相談に応じながら対応するなどして配慮しています。嘱託医とは、地域における感染症の状況や子どもの体調面などについて、電話で情報を収集したり相談したりして日常的に連携を図っています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>厚生労働省の保育所におけるアレルギーガイドラインと横浜市食物アレルギー対応マニュアルのほか、園の食物アレルギー対応マニュアルに沿って、アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対する適切な対応を行うよう努めています。また、かかりつけ医が記載した生活管理指導表に基づいて、一人ひとりの状況に応じた対応を行っています。食物アレルギーのある子どもの保護者とは、随時面談を行って子どもの状況を共有しており、毎月の献立表を必ず確認してもらっています。食事を提供する際は、トレイや食器の色を変え、名札を用いてクラス名や氏名、アレルギーの食材などを明記し、調理職員と保育士が声出し確認でダブルチェックを行って、事故防止に努めています。職員会議では、事故発生時の対応方法などをマニュアルに沿って確認しています。食物アレルギーに関する園の対応については、入園時に保護者に説明しているほか、食べ物を持ち込まないよう、個人面談などで伝えています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>年間の食育計画を作成し、年齢ごとにねらいを設定し、クッキングや食事マナーの指導など、さまざまな食育活動を組み入れています。食事の前にはみんなで挨拶をし、和やかな雰囲気の中で楽しく食事ができるように配慮しています。5歳児クラスの子どもたちから、卒園前に一人ひとりからリクエストメニューを受け付けるなど、楽しむことができる企画を工夫しています。苦手な食材などは少しずつ食べられるように声かけをしたり、自分の食べられる量を職員に伝えられるようにしたり、無理強いせずに子どもが食べることできた喜びを感じられるよう援助しています。食器は、年齢に応じて形状や大きさ、重さなどを調整して準備しています。毎月、給食便りを発行し、給食のメニューのレシピや旬の食材の紹介などを掲載して、保護者に情報を提供しています。日々の給食メニューのサンプルの写真を廊下に掲示し、お迎え時に保護者が確認できるようにしています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 栄養士は、給与栄養量の目標設定の見直しを定期的に行い、子どもの発育状況などを考慮して献立作りを行っています。安全面を重視して国産の食材を中心に選び、だしの味を大切に、調理を工夫しています。栄養士や調理職員は、日々子どもたちの食べている様子を見て回り、給食日誌を記録して、子どもの食べる量や好き嫌いの把握に努めています。毎月の給食会議では、職員から子どもの喫食状況や職員自身の感想などを聞いて、味付け方法や食材のカット方法などを変更するなどして、メニューの改善につなげています。旬の食材を多く使用し、ひな祭りや七夕、クリスマスなど、四季折々の行事にちなんだ行事食を取り入れて、季節感のある献立作りを工夫しています。HACCP(ハサップ・衛生管理の手法)に基づいたマニュアルを整備し、給食室内の清掃及び消毒、食品の管理を適切に実施しています。	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 園では、全クラスで毎日連絡ノートを用いて保護者とやり取りを行っているほか、日々の登降園時での会話の中で、家庭での様子や園での様子を伝え合っており、子どもの育ちを共有できるよう努めています。また、園長はじめ職員全体で、クラスを超えて子どもの状況や家庭での様子を報告し合っており、どの職員でも一人ひとりの保護者と子どもの様子を伝え合えるようにしています。毎月発行している園便りには、各クラスの保育内容や子どもたちの様子などを記載して、園の保育の方向性を保護者にわかりやすく伝えています。個別面談は、保護者の希望や園で必要と判断した場合などに随時実施しており、面談内容を記録して必要な職員間で共有しています。日常的なやり取りの中で職員間での共有が必要な内容があった際は、各クラスの申し送りノートや個別のファイルの中に記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園長はじめ職員は、日々の保護者とのコミュニケーションを積極的に図り、保護者が話しやすい雰囲気づくりを心がけています。家庭や仕事の状況などにも配慮して保護者の気持ちに寄り添い、小さな悩み事や心配事などについてもいねいに傾聴し、いっしょに考える姿勢で対応して、信頼関係を構築できるようにしています。職員が保護者から相談を受け付けた際は、適切な対応ができるよう園長や主任が助言を行うなどしており、内容によっては保護者の都合を考慮して日時を設定し、相談対応を行っています。必要に応じて園長や主任が同席しているほか、食事や栄養に関する内容については栄養士が同席するなどして、専門的な立場からアドバイスを行っています。相談の内容や対応については、経過を詳細に記録して職員間で共有し、継続的なフォローが行えるようにしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 横浜市の「子ども虐待防止ハンドブック」や園の虐待防止に関するマニュアルに沿って、虐待の定義や種類、早期発見のポイント、発見時の対応方法などについて、園内研修で確認し合っています。また、外部研修にも参加して、研修報告書を用いて必要な知識や情報を職員間で共有しています。職員は、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、登園時や着替えなどの際に傷やあざがないかなどをチェックしているほか、子どもの言動や衣服の状況などを注意深く観察しています。保護者の様子で気になることがある場合はさりげなく声かけを行って、会話を通して家庭状況などを確認しています。虐待など権利侵害の可能性があると判断した際は、マニュアルに沿って園長、主任への報告、職員への周知を行い、対応について協議しています。必要に応じて都筑区こども家庭支援課や横浜市北部児童相談所と連携を図って対応しています。	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> クラス内での日々の話し合いや保育日誌などを通して、保育実践の振り返りを行っています。指導計画に対する評価は、子どもの心の育ちや活動に取り組む意欲、その過程に配慮して行い、評価欄に記載しています。各クラスの指導計画に対する評価や保育実践の振り返りの内容については、乳児会議や幼児会議、職員会議などで報告し合い、職員全体で共有して、互いの学び合いや意識の向上につなげています。職員個々の自己評価は、毎年度9月と3月に実施して、個人目標の設定につなげています。園としての自己評価は、職員個々の自己評価や保護者のアンケート結果などを踏まえて、年に一度実施しています。自己評価の結果を踏まえて、子どもたちがさらにさまざまな経験を積み重ねていけるよう、活動内容を充実化できるように、アイデアを出し合ったり、互いの保育観を伝え合ったりして、保育の質の向上を目指して取り組んでいます。	